

工事負担金説明書

小口※に供給する場合の工事負担金については、一般ガス供給約款（平成２７年８月１８日届出）に定めた工費負担金と同様といたしました。また、大口※に供給する場合の工事負担金については、託送供給約款（平成２７年１０月１５日届出）に定めた工費負担金と同様といたしました。

１．工事負担金（本支管及び整圧器の工事に対する当社負担額）

（１）小口に供給する場合

１）ガスメーターの能力別当社負担額

設置するガスメーターの能力	ガスメーター１個につき当社の負担する金額
２．５立方メートル毎時以下	２６０，０００ 円
４立方メートル毎時	４１６，０００ 円
６立方メートル毎時	６２４，０００ 円
１０立方メートル毎時	１，０４０，０００ 円
１６立方メートル毎時	１，６６４，０００ 円
４０立方メートル毎時	４，１６０，０００ 円
６５立方メートル毎時	６，７６０，０００ 円

２）１）以外のガスメーターを設置する場合の当社負担額は、設置するガスメーターの能力１立方メートル毎時につき１０４，０００円の割合で計算した金額といたします。

（２）大口に供給する場合

１）ガスメーターの能力別当社負担額

ガスメーター能力１立方メートル毎時につき１０４，０００円の割合で計算した金額といたします。

２）ただし、１）に基づき算定された金額の上限値はガスの需要場所につき１，０００万円とします。

※「大口」とはガス事業法第２条第７項に規定する大口供給の要件に該当する需要をいい、それ以外の一般の需要を「小口」といいます。